

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 道路法違反の自動車の除却【建設局総務部管理課】 2
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 3
- 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局農林水産部農林課】 5

北九州市公告第26号

次の自動車の所有者は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条の規定に違反しているので、令和2年2月6日までに当該自動車を除却してください。

なお、上記の期限までに除却しないときは、北九州市において除却します。

令和2年1月23日

北九州市長 北 橋 健 治

種類及び型式	置かれている場所
普通乗用自動車 トヨタ イプサム 車体の色 シルバー 登録番号 北九州330と・・・43	北九州市門司区大里戸ノ上三丁目12番 17号西側市道大里戸ノ上37号線路上

北九州市公告第 27 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 2 年 1 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス二島店
北九州市若松区二島一丁目 4 番 106
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 2 年 9 月 17 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,528.07 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
61 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
11 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
27 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
9 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

令和2年1月16日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

10 縦覧期間

この公告の日から令和2年5月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年5月25日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 28 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 1 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

- (1) 所在地 北九州市八幡西区大字上上津役 127 番地 1
- (2) 種類 スギ及びヒノキの立木
- (3) 林齢 56 年生
- (4) 面積 4.60 ヘクタール
- (5) 最低落札価格 222 万 2,000 円
- (6) 木材搬出期間 契約締結日から 36 箇月

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市産業経済局農林水産部農林課

(2) 期間

令和 2 年 1 月 27 日から同年 2 月 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。
）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市産業経済局農林水産部農林課

(2) 期間

令和 2 年 1 月 27 日から同年 2 月 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。
）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市産業経済局農林水産部農林課

(2) 期間

令和 2 年 1 月 27 日から同年 2 月 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。
）の毎日午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和2年3月4日 午前10時

(2) 開札日時

入札後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第2入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 入札金額の100分の5

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

電話 093-582-2078